

構造評価業務約款

ハウスプラス確認検査株式会社

(趣旨)

第1条 申請者(以下「甲」という。)及びハウスプラス確認検査株式会社(以下「乙」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他必要な技術基準を遵守し、この約款(構造評価申請書及び承諾書を含む。)及び「ハウスプラス確認検査株式会社構造評価業務規程(以下「規程」という。)」に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を締結する。

(責務)

第2条 甲は、承諾書又は乙の承諾印が押印された申請書に定められた業務(以下「本件業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 甲及び乙は、本件業務を遂行するにあたり、次に掲げるそれぞれの責務を遵守しなければならない。

(1) 甲の責務

(イ) 甲は、乙に対し、承諾書又は乙の承諾印が押印された申請書に定められた額の手数料を、第5条に定める期日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。

(ロ) 甲は、乙から構造評価用提出図書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ハ) 甲は、乙が本件業務を遂行する上で必要とする正確な資料又は情報を提出しなければならない。

(ニ) 提出された書類のみでは本件業務を行うことが困難であると乙が認めた場合、甲は、甲乙合意のうえ定めた期日までに、申請に係る構造方法等の評価するために必要な追加書類又は申請に係る建築材料その他のものを乙に提出しなければならない。

(ホ) 乙が審査中に構造評価用提出図書に関する是正事項を指摘した場合、甲は、甲乙合意のうえ定めた期日までに、当該部分の修正その他必要な措置をとらなければならない。

(2) 乙の責務

(イ) 乙は善良な管理者の注意をもって、公正、中立かつ誠実に本件業務を遂行しなければならない。

(ロ) 乙は、甲から乙の本件業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(ハ) 乙は、本件業務を第4条に定める期日(以下「業務期日」という。)までに行い、甲に対し、構造評価書又は構造評価をしない旨の通知を発しなければならない。

(契約の成立)

第 3 条 この契約は、甲が乙に構造評価申請書を提出し、乙が甲に承諾書を交付したとき、承諾書を発行した日をもって、締結されたものとする。ただし、乙が構造評価申請書に承諾印を押印し、その写しを甲に交付した場合は、乙の承諾印が押印された申請書の写しをもって承諾書に代えることができる。この場合の契約締結日は、乙が承諾印を押印した日とする。

(業務期日)

第 4 条 乙の業務期日は、前条の契約締結の日から 6 ヶ月を経過する日とする。

- 2 乙は、本件業務について、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関・通信業者の事故等の不可抗力その他乙の責に帰すことができない事由によって、第 1 項に定める業務期日までに完了することができない場合、甲に対し、その理由を明示のうえ、業務期日の変更を請求することができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、甲が、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、当該理由が正当であると乙が認めたときにあつては、乙は業務期日を延期することができる。
- 4 前 2 項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

(支払期日)

第 5 条 甲の支払期日は、請求の日から起算して翌月末日とする。

- 2 乙は、甲がこの契約に従って支払うべき手数料の支払いを遅延した場合は、前条の規定にかかわらず、当該手数料の支払いがあるまで、構造評価書を交付しないことができる。この場合において、乙が構造評価書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

(審査中の申請内容の変更)

第 6 条 甲は、乙が本件業務を完了する前までに、甲の都合により申請内容を変更する場合は、その旨を直ちに乙に通知し、甲乙合意のうえ定めた期日までに変更部分の構造評価用提出図書を乙に提出しなければならない。

- 2 前項の申請内容の変更が、大幅なものと乙が認める場合にあつては、甲は、当初の申請内容に係る業務の申請を取り下げ、別件として改めて乙に当該業務を申請しなければならない。
- 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第 10 条第 2 項の契約解除があつたものとする。

(本件業務の完了)

第 7 条 乙は、申請に係る構造方法等が建築基準法令その他必要な技術基準に適合していると認められた場合は、業務期日までに構造評価書を甲に交付する。

2 乙は、申請に係る構造方法等が前項の基準に適合せず、かつ当該不適合事項が是正される見込みがないと認められた場合は、構造評価をしない理由を付した通知書を甲に通知する。

(秘密情報の管理)

第 8 条 甲及び乙は、この契約に定める業務に関して知り得た相手方の秘密 (以下「秘密情報」という。) を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。ただし、秘密情報が次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 開示時点ですでに甲又は乙が保有し、又は知得していたもの。
- (2) 開示時点ですでに公知となっていたもの。
- (3) 開示後、甲又は乙の過失によらず公知となったもの。
- (4) 甲又は乙が相手方から開示された情報によることなく独自に開発したもの。
- (5) 甲又は乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの。

(反社会的勢力の排除)

第 9 条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- (1) 現在及び将来において、自ら又は役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。以下本条において同じ。) 若しくは経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下「反社会的勢力」と総称する。) ではないこと。
- (2) 現在及び将来において、次のいずれにも該当しないこと。
 - (イ) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (ロ) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (ハ) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、自ら又は第三者を通じて、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (ニ) 自ら又は第三者を通じて、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

- (ホ) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係その他密接な関係を有すること。
- (3) 自ら又は第三者を利用して次のいずれにも該当する行為を行わないこと。
- (イ) 暴力的な要求行為
 - (ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ハ) 本件業務に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (ニ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
 - (ホ) その他上記に準ずる行為
- 2 甲又は乙が、第1項の確約に反した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- 3 前項の規定は、解除者の相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 4 本条に基づいてこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、名目の如何を問わずその相手方に対し一切の請求を行わないものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく業務期日までに本件業務を完了せず又は完了の見込みがないとき。
 - (2) 乙がこの契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は乙の本件業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。
- 4 第2項の契約解除の場合、手数料が既に乙に支払われているときは、乙はこれを甲に返還しない。手数料が未だ支払われていないときは、乙はこれの支払いを甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が支払期日までに手数料を納入しないとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により、乙が構造評価書又は構造評価をしない旨の通知を発することができないとき。

- (3) 甲が第6条第2項の規定に基づき申請を取り下げず、乙が相当の期間を定めて催告してもその申請を取り下げないとき。
 - (4) 甲がこの契約に違反し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 前項の契約解除の場合、手数料が既に乙に支払われているときは、乙はこれを甲に返還しない。手数料が未だ支払われていないときは、乙はこれの支払いを甲に請求することができる。

(甲乙の責任)

第12条 甲及び乙は、前2条の規定による契約の解除又はこの契約に違反したことにより損害を受けた場合、相手方に対して、甲から乙へ支払われた一申請あたりの手数料の額を限度として、損害賠償請求できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した構造評価用提出図書に誤記等の不備又は事実と異なる記載等があり、それに基づいて乙の本件業務が行われたとき。
 - (2) 乙に故意又は重大な過失がなく、乙の本件業務に誤りが生じたとき。
- 2 甲は、乙の本件業務の内容及び乙が交付する構造評価書の取扱いについて、次の事項をあらかじめ了承するものとする。
- (1) 乙は、本件業務の範囲内において、建築基準法令に係る評価をするものであって、構造評価書の内容は申請に係る対象建築物等に瑕疵がないことを保証するものではない。
 - (2) 構造評価書の内容は、甲及びその関係者から提供された情報及び資料の真実性、正確性及び情報量に依存するため、乙は、網羅性及び正確性を保証するものではない。
 - (3) 構造評価書の内容は、本件業務を実施した時点における法令や必要な技術基準に準拠して表明するものであって、乙は、将来においても継続的に構造評価書の内容の有効性を保証するものではない。
 - (4) 甲は、乙の許可なく、構造評価書の内容及び乙が本件業務を実施したことを、第三者に開示してはならない。
 - (5) 乙は、甲を除く第三者に対しては、乙の本件業務の内容、方法及び交付した構造評価書の内容を説明する責務を負担しない。

(譲渡の禁止)

第13条 甲及び乙は、相手方の書面による合意を得ることなく、この契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、あるいは担保に供してはならない。

(紛争の解決)

第 14 条 この契約は日本法を準拠法とし、この契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的裁判管轄を有する裁判所とする。

(別途協議)

第 15 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上、定めるものとする。

(附則)

この約款は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。